

「各評価項目に対する評価方法」 修正箇所一覧表

整理番号	ページ	項目	修正箇所	修正内容・理由	備考
1	2、4、5～ 7、9～12、 14～16	各評価項目No		・当初、「基礎評価」と「比較評価」で通しナンバーとしていたが、評価ごとにナンバーを分けたことに伴い修正。	事務局精査
2	6P	比較評価項目No. 2 危険地域の設定の有無	<設定根拠等>の表	・評価B「候補地の一部が該当する」 → 整理番号3<設定根拠等>の表の評価Bの部分の修正提案に基づき、同様の表現に修正。	〃
3	6P	比較評価項目No. 3 自然環境保全関連法に係る許認可の容易性	<評価の考え方>	・文章表現を修正。	第2回委員会にて清水委員より提案
			<設定根拠等>	・設定根拠の文章表現を修正。 ・表の評価Bの部分→当初は「該当するが影響は軽微」としていたものを「候補地の一部が該当する」に修正。(影響が軽微であるかどうかの判断が難しいため) ・判断基準・方法→すべての判断基準、方法を記載。(「等」ではあいまい)	
4	7P	比較評価項目No.4 その他重要な自然環境の有無	<評価の考え方>	・文章表現を修正。	第2回委員会にて清水委員より提案
			<設定根拠等> 及び表	・文章表現を修正。 ・表の評価Bの部分→整理番号3に同じ。 ・表の判断基準・方法の部分→当初は「鳥獣保護区」しか記載がなかったので、「貴重な動植物の生息する地域に該当するか」も判断基準に加えた。 ・表の下、評価基準の根拠→文章表現の修正。	
5	9P	比較評価項目No.5 指定文化財、埋蔵文化財の有無	<設定根拠等>の表	・評価Bの部分→整理番号3に同じ。 ・判断基準・方法→文章に「重要文化財」と「所在地」を追記。	事務局精査

6	9P	比較評価項目No.6 農業振興地域農用地区域の指定状況	<設定根拠等>の表	<ul style="list-style-type: none"> ・評価Bの部分→「該当するが除外は可能」を削除。 ・評価Cの部分→「該当し、除外が困難」を「該当する」に修正。 除外が「可能」か「困難」かは町の担当部局の判断や県の許可によるので、客観的に判断できるよう修正。 	事務局精査
	10P		(例)図のC評価	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に伴い修正。 	
7	10P	比較評価項目No. 8 障害物の有無	<設定根拠等>及び表	<ul style="list-style-type: none"> ・文章表現を修正。 →障害物の有無については、当初「財政に関する視点」に属していたが、「候補地の現況に関する視点」(工期に支障をきたすおそれとして評価することとなった。)に移動させたため。 ・表の判断基準・方法の中に「線路等」を追記。 	第2回委員会にて植田副委員長より提案
8	11P	比較評価項目No. 9 候補地の現況に関する視点における各委員の総合的な評価	<評価の考え方> <設定根拠等>	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員の総合的な評価を行うこととなったため項目として追加。「各委員の主観に基づく評価」を「総合的な評価」に修正。 	第2回委員会にて山村委員長より提案
9	12P	比較評価項目No. 12 道路整備費	<設定根拠等>の表	<ul style="list-style-type: none"> ・判断基準・方法の部分→文章表現を訂正。 	事務局精査
10	14P	比較評価項目No. 14 財政に関する視点における各委員の総合的な評価	<評価の考え方> <設定根拠等>	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員の総合的な評価を行うこととなったため項目として追加。「各委員の主観に基づく評価」を「総合的な評価」に修正。 	第2回委員会にて山村委員長より提案
11	16P	比較評価項目No. 18 周辺環境に関する視点における各委員の総合的な評価	<評価の考え方> <設定根拠等>	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員の総合的な評価を行うこととなったため項目として追加。「各委員の主観に基づく評価」を「総合的な評価」に修正。 	〃

※ 修正前の「各評価項目に対する評価方法(案)」の5ページに掲載の「市川町の沖積層等厚線図」は市川市の誤りであったため削除。

※ 修正前の「各評価項目に対する評価方法(案)」の15ページに記載の「地域における合意状況」は、地域における合意状況を点数化しないこととなったため削除。

※ 上記修正(整理番号1～11)に伴い、「評価調書」も整合がとれるよう修正した。